

令和3年 No22

○国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

監事の業務体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年3月24日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第19号

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：監事の業務体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (監査責任者) 第6条 本学に監査責任者を1名置き、<u>学長が指名する監事</u>をもって充てる。 2 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年3月25日から施行し、令和2年9月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (監査責任者) 第6条 本学に監査責任者を置き、<u>常勤の監事</u>をもって充てる。 2 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。 〔省略〕